

国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について(厚生労働大臣宛て)

過大となっていた負担金の交付額(支出) 1409万円

指摘の背景となった適正な負担金の交付額を算定することができない

交付額(支出) 506億8132万円

1 国民健康保険の保険基盤安定負担金等の概要

(1) 国民健康保険の概要等

国民健康保険の保険者である市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料(保険税を含む。)を徴収しなければならないこととなっている。

また、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者)に係る保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する一般被保険者について算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額(以下「均等割額」)の合算額と、当該世帯について算定した世帯別平等割額(以下「平等割額」)との合計額とするなどとなっている。

(2) 保険基盤安定負担金等の概要

国民健康保険法の規定によれば、市町村は、当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者に係る保険料の総額(以下「保険料算定額」)を一般被保険者の数で除して算定した一般被保険者の一人当たり平均保険料算定額に、保険料の軽減割合ごとに区分して集計した世帯に属する一般被保険者の数及び所定の割合をそれぞれ乗じて得た額を合算して算定した額を、一般会計から当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない(これにより繰り入れる金額を「繰入金額」とされており、国は、繰入金額の1/2に相当する額を保険基盤安定負担金として負担することとされている。そして、算定に用いる世帯数、一般被保険者数及び保険料算定額等は、当該年度の10月20日までの間に把握した保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在の状況に基づくこととなっている。

負担金の交付額は、国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知別紙の作成要領等に基づき、保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表(以下「算出基礎表」)に、世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等を入力し、算定することとなっており、市町村は、独自に導入するなどしたシステムにおいて、抽出するデータの時点等の抽出条件を設定した上で、算出基礎表を作成するために必要なデータ(以下「算定用データ」)を抽出し、集計するなどして算出した世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等を算出基礎表に入力して算定している。また、交付要綱によれば、負担金の交付決定には、証拠書類を整理し、保管しておかなければならないことなどの条件が付されることとされている。

2 本院の検査結果

(注)
平成28年度から令和元年度までの間に21都道府県の250市区町村に対して交付された負担金計1803億9747万円を対象として検査した。

(注) 21都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、栃木、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、和歌山、鳥取、広島、愛媛、高知、福岡、大分、沖縄各県

(1) 算定用データの抽出条件を誤るなどして繰入金額及び負担金の交付額が適正に算定されていない事態

保険料算定額のうち、一般被保険者について算定した均等割額の総額(以下「均等割総額」)は一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と、世帯について算定した平等割額の総額(以下「平等割総額」)は世帯数に平等割額を乗じて得られる額とそれぞれ一致するものであることから、少なくともいずれかが一致しない場合は、繰入金額及び負担金の交付額が適正に算定されていない

こととなる。

そこで、前記の250市区町村の算出基礎表を確認したところ、19道府県の111市町村において、均等割総額又は平等割総額の少なくともいずれかが一致していなかった。したがって、上記の111市町村における繰入金額及びこれに係る負担金の交付額計637億0764万円は、適正に算定されていないと認められる。この原因について確認したところ、16道府県の78市町村において、当該年度の10月20日までの間に把握した賦課期日現在の状況に基づく世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等を算出基礎表に入力することとなっているのに、これらのうちいずれかを10月20日現在の状況に基づいて算出して入力していたり、当該年度の保険料賦課額を算定した期日までの間に把握した賦課期日現在の状況に基づく保険料算定額を算出して入力していたりしていた。また、他の13道府県の33市町村は、集計や算出基礎表への転記を誤ったなどとしていた。そして、上記の111市町村から負担金の事業実績報告書の提出を受けた19道府県は、負担金の事業実績報告書の審査に当たり、算出基礎表において、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているか、また、平等割総額が世帯数に平等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどについて確認していなかった。

- (2) 負担金の交付額が過大となっていたり、適正な繰入金額及び負担金の交付額を算定できなかったりしている事態

前記の111市町村について、改めてシステムから算定用データを適正に抽出して繰入金額及び負担金の適正な交付額を算定しようとしたところ、算定することができたのは12道府県の30市町村であった。このうち12市町については、平成28年度から令和元年度までのいずれかの年度で負担金の交付額が過大となっており、その額は計1409万円と認められた。なお、上記の算定できた30市町村のうち22市町村については、平成28年度から令和元年度までのいずれかの年度で過小となっていた。

また、19道府県の84市町村における506億8132万円については、システムに保存されている各種データが随時又は定期的に上書きされていたり、システムが更新された際にデータが適切に引き継がれず廃棄されていたりなどとしていて、過年度分の算定用データをシステムから抽出することができず、適正に算定することができない状況となっていた。この理由を市町村に確認したところ、負担金の交付額の確定後に、再度、負担金の交付額を算定する必要が生ずることを想定しておらず、交付要綱等においても、過年度分の算定用データを抽出することまで求められていないためなどとしている。また、厚生労働省は、交付の決定に際して、負担金の交付額を再度算定する場合に必要となるデータを保管しておくことについて、交付要綱等において明示したり、市町村に対して指導したりすることを行っていなかった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同省において、12市町に対して過大に交付されていた負担金について速やかに返還を求めるよう、また、適正な負担金の交付額を算定できなかった84市町村に対して、市町村が現在保有している各種資料に基づき適切に負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった場合には、速やかに返還を求めるよう是正の処置を要求するとともに、繰入金額及び負担金の交付額の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正改善の処置を求める。

- ア 都道府県を通じて市町村に対して、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる算定用データを抽出する時点等の抽出条件について周知徹底すること
- イ 都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの確認方法により、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて周知すること
- ウ 都道府県を通じて市町村に対して、負担金の交付額を再度算定する場合に必要となるデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて周知すること